

# NPO 法の改正等に伴う

## 特定非営利活動法人人間中心設計推進機構 定款変更箇所

### 新旧対照表

新	旧
<p>(<u>入会金及び会費</u>の不返還)</p> <p>第12条 既に納入した<u>入会金、会費</u>は、返還しない。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第22条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更 (2) 解散及び合併 (3) 会員の除名 (4) 事業報告及び<u>決算</u> (5) 監事の選任、役員<u>の</u>解任、職務及び報酬 (6) 資産の管理の方法 (7) 解散における残余財産の帰属先 (8) その他運営に関する重要事項</p> <p>(構成)</p> <p>第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる<u>収益</u> (5) 事業に伴う<u>収益</u> (6) その他の<u>収益</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>予算</u>は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立</p>	<p>(<u>拠出金品</u>の不返還)</p> <p>第12条 既に納入した<u>入会金、会費その他の拠出金品</u>は、返還しない。</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第22条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更 (2) 解散及び合併 (3) 会員の除名 (4) 事業報告及び<u>収支決算</u> (5) 監事の選任、役員<u>の</u>解任、職務及び報酬 (6) 資産の管理の方法 (7) 解散における残余財産の帰属先 (8) その他運営に関する重要事項</p> <p>(構成)</p> <p>第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる<u>収入</u> (5) 事業に伴う<u>収入</u> (6) その他の<u>収入</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立</p>

の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出とすることができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。